

議事要旨(1) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について（検討状況の整理に対するコメントへの対応を踏まえた公開草案の文案検討等）

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋主任研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況についての説明が行われた。説明の後、次のような質疑応答があった。

○過去の誤謬に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合について

- ある委員から、結論の背景において、「過去の誤謬に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、未訂正の誤謬の内容が明確になるような注記を開示することによる対応が考えられる」旨の記述があるが、そのような状況が制度上受け入れられるのか否か質問があった。

これに対して事務局からは、そのような注記を行えば制度上受け入れられるということを示している訳ではなく、未訂正の誤謬が制度上受け入れられるか否かの判断材料となるのではないかと考えている旨の回答があった。

- 他の委員から、ここで記述されている注記に関して、重要性がないものについては当該注記の必要性がない一方、重要性があるものについて誤謬が未訂正ということであれば、監査上の問題がでてくるのではないかと質問があった。

これに対して事務局からは、基本的には重要性があるものが注記されると考える旨、また、監査人は当該注記内容を踏まえて監査意見の判断を行うことになるだろうとの回答があった。

なおこの点について、他の委員から、このような注記が記述されている場合とは、経営者自身が誤謬の訂正を行っていないことを自覚しており、監査上は限定付適正意見、ないし意見不表明などとなるケースと考えられ、残されるのは監査報告書の記述方法の手当の問題ということになるのではないかと見解が示された。

- また他の委員から、重要性のある誤謬が未訂正で残っている段階で当該財務諸表自体の信頼性がないことを考えると、この注記が必要とされる意義が理解できないという意見があった。

これに対して事務局からは、誤謬の程度により、財務諸表が全く信用できないというケースだけでなく、ごく一部のものの訂正が行えないようなケースも考えられ、その場合にはそれ以外の利用可能な情報を用いて意思決定をする可能性もあるのではないかと考えている旨の回答があった。

- さらに同じ委員から、この会計基準(案)の誤謬の定義によれば、誤謬が訂正されていない財務諸表は、財務諸表利用者の意思決定を誤らせることになるため、当該取扱いは削除すべきであるという意見があった。また、これとは別に、重要性がある誤謬を訂正できない場合とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に従わなくて良いということになるため、同様に記述の削除を求める意見もあった。

これに対して事務局からは、実務上の手当を求める意見を鑑み、基準の本体ではなく

結論の背景に記載しているが、本日の議論を踏まえて再度文案を検討する旨の回答があった。

○設例の注記例について

- ある委員から、適用指針(案)の「減価償却方法の変更」の開示例の中で、「従来、定額法によっていたが、当連結会計年度から定率法に変更した。」という表現があるが、これは本会計基準案に基づく遡及適用の考え方が入る前の、従来の注記と同様の表現となっている。減価償却方法の変更については、将来にわたり適用している旨の表現ぶりになるのではないかとの指摘があった。

これに対して事務局から、国際的な会計基準における注記も参考にして、再度検討する旨の回答があった。

以 上